

重要事項説明書

—指定通所介護・通所介護相当サービス—

指定通所介護・通所介護相当サービスの提供にあたり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上注意していただきたいことを次の通り説明いたします。

1. 事業者概要

事業者名称	有限会社 山起会ライフサプライ	
代表者氏名	代表取締役 山内 堂洋	
事業所在地	愛媛県松山市東石井3丁目3番5号	
連絡先	T E L (089) 931-0330	F A X (089) 931-0350
法人設立年月日	平成 11 年 7 月 8 日	

2. 事業所概要

サービスの種類	通所介護・通所介護相当サービス事業	
事業所の名称	デイサービスセンターケアフル伊予	
指定年月日・指定番号	【介護】 平成 17 年 11 月 11 日 【介護相当】 平成 18 年 6 月 1 日	3871000455
所在地	愛媛県伊予市市場甲 1021-3	
連絡先	T E L (089) 982-7770	F A X (089) 982-7771
管理者氏名	坂本 明美	
生活保護法指定番号	3263	
利用定員	30 名	

3. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護(要支援)状態、または基準該当状態にある者に対し、適正な指定通所介護・通所介護相当サービスを提供する事を目的とします。
運営の方針	1. 事業者は利用者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、機能訓練及び日常生活上の世話をを行う事により、利用者の社会的孤立感の解消及び身体機能の維持、並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。 2. 事業者は利用者の要介護(要支援)状態、または基準該当状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し計画的に行います。 3. 事業者は、サービスの提供に際し、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 営業日および営業時間

営業日	月曜日～土曜日
休日	日曜日／年末年始（12月30日～1月3日）
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間	午前9時～午後4時30分

5. 職員体制

管 理 者	1名	事業所の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、事業所の従業者に法令及びこの規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
生活相談員	2名	事業所の窓口として、訪問者、利用者、利用者の家族等からの相談・苦情などに対応します。
看 護 師	2名以上	事業所内において健康管理、体調観察、指導、急変時の応急処置等を行います。
機能訓練指導員	2名以上	事業所内における利用者の身体機能及び日常生活動作等の維持向上に努めるよう、機能訓練を行います。
介 護 職 員	5名以上	事業所内において健康管理、体調観察、食事・移動・入浴・排泄・歩行等の状態に応じた見守り・介助を行います。

6. 利用料金

『介護サービス』

※2割3割負担の場合もあります。

介護度	5—6時間	6—7時間	7—8時間(基本時間)
要介護 1	570円	584円	658円
要介護 2	673円	689円	777円
要介護 3	777円	796円	900円
要介護 4	880円	901円	1,023円
要介護 5	984円	1,008円	1,148円
①入浴介助加算(Ⅰ)			40円/日
②個別機能訓練加算(Ⅰ)イ			56円/日
③個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ			76円/日
④サービス提供体制強化加算(Ⅰ)			22円/日
⑤送迎減算			−47円/片道

『通所介護相当サービス』

※2割3割負担の場合もあります。

要支援 1	436円/回(月に3回まで)	要支援 2	447円/回(月に7回まで)
	1,798円/月(月に4回以上)		3,621円/月(月に8回以上)
⑥サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	要支援 1	88円/月	
	要支援 2	176円/月	
⑦送迎減算			−47円/片道

加算・減算についての説明

- ① 入浴介助に関する研修等を受けた職員が、入浴中の利用者の観察を含む介助を行った場合に算定します。(清拭は含みません。)
- ② 訓練計画に基づき心身機能及び生活機能に応じて機能訓練指導員(配置時間の定めなし)が機能訓練を実施した場合に算定します。
- ③ 訓練計画に基づき心身機能及び生活機能に応じて機能訓練指導員(提供時間を通じて配置)が機能訓練を実施した場合に算定します。
- ④⑥介護職員のうち、介護福祉士が70%以上占める場合に算定します。
- ⑤⑦送迎を行わなかった場合に算定します。

《その他の加算・減算》

介護職員等 処遇改善加算（I）	9. 2%/月	一定割合以上の介護福祉士等を配置し、介護職員の資質向上、キャリア形成、雇用管理の改善を推進するために算定します。
高齢者虐待防止措置 未実施減算	所定単位数の -1%	高齢者虐待防止のための措置が講じられていない場合。
業務継続計画未策定減算	所定単位数の -1%	感染症や非常災害に対する業務継続計画を策定していない場合。

※上記利用料金は介護保険負担割合証の「利用者負担の割合」に応じた額になります。

《その他の費用》

介護 保険外 費用	昼食代	650円	食後の珈琲、おやつ代を含む
	教養材料費	実費	係る費用の徴収が必要となった場合
	紙オムツ・紙パンツ代	150円	尿取りパット 50円

※ 行事の内容によって別途料金を頂く場合があります。

7. サービスの内容

①食事の提供	栄養バランスのとれた食事を提供します。
②送迎	事業者が保有する専用車輌により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。
③日常生活上の援助	食事、入浴、排泄、服薬、移動・移乗等、利用者の心身の状況を踏まえ必要な援助を行います。
④機能訓練	日常生活を営むために必要な機能の改善を目指し、又はその減退を防止するための訓練を行います。
⑤アクティビティ	心身の状況や希望に応じ、個別、少人数、集団でのレクリエーション、創作活動等の機能訓練を提供し、生活機能向上を目的とした活動を実施します。
⑥健康状態の確認	体温・脈拍・呼吸・血圧測定など、利用者の身体状況の把握に努めます。
⑦相談援助	利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、利用者・家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言、その他の援助を行います。

8. 利用にあたっての留意事項

- (1) 利用中に気分が悪くなった場合は、速やかに職員に申し出てください。
- (2) 事業所内の設備、器具は用法に従い、職員の支援の下ご利用ください。
- (3) 酒類の持ち込みや、室内での火気の使用はご遠慮ください。
- (4) 利用者間での金銭や物品の貸し借りや受け渡しはご遠慮ください。

9. 通常の事業の実施地域

伊予市・松前町・砥部町(旧広田村を除く)・松山市(旧北条市・旧中島町を除く)とします。

実施範囲の送迎費は保険給付で行い、別途利用者から徴収することはありません。

10. 虐待防止に関する事項

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に揚げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止検討委員会を組成しています。
- (2) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置いています。

2 事業所は、サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

11. 身体拘束廃止に関する事項

事業者は、身体拘束の廃止に取り組むために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 身体拘束適正化検討委員会を組成しています。
- (2) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、本人及び家族への説明と同意を得た上で、その状況についての経過記録の整備を行い、できる限り早期に拘束を解除できるよう努めます。
- (3) 従業者に対する身体拘束廃止と、人権を尊重したケアの励行を図るための研修を実施しています。

12. 秘密保持と個人情報の保護に関する事項

事業者は、利用者及びその家族の個人情報を保守するために必要な措置を講じます。

- (1) 事業者及び従業者は、利用者及びその家族の個人情報は、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、利用者及び家族の同意を予め得るものとします。
- (2) 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を洩らしてはならないとし、従業者でなくなった場合においても継続するものとします。
- (3) 医療上、緊急の必要性がある場合、及び市町村、指定居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等との連携を図る等、正当な理由がある場合には、予め文書で同意を得た上で情報を用いることができるものとします。

13. 事故発生時の対応

サービス提供中に、何らかの事故が発生した場合は、速やかに適切な措置を講じます。

- (1) 利用者家族、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、市町村等に遅延なく報告します。
- (2) 状況・経過・処置等について、適宜カンファレンスを行い今後の事故防止についての話し合いを行います。その記録は文書に残し、その完結の日から 5 年間保管します。

14. 非常災害対策

風水害、地震等の非常災害に備えるため非常災害対策計画を作成し、必要な措置を講じます。

- (1) 防火管理者を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- (2) 消防設備、施設などの点検及び整備を定期的に行います。
- (3) 消火、通報及び避難訓練を定期的に行います。
- (4) 非常災害対策計画は、事業所の見やすい場所に掲示します。

15. 衛生管理

事業者は、感染症や食中毒が発生又は蔓延しないよう、感染症予防・蔓延防止のための指針を定め、必要な措置を講じます。

- (1) 感染症対策委員会を組成しています。
- (2) 感染症対策の基本的な考え方及び具体的対策について、全職員を対象に年 2 回以上研修を行います。

16. 業務継続計画の策定等

- (1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17. その他運営に関する留意事項

- (1) サービスの提供を行う事により作成された全ての文書・記録はその完結の日から 5 年間保管します。
- (2) その他、運営に関する留意事項は、利用者と事業者の協議に基づいて定めるものとします。

18. 緊急時の対応

サービス提供中、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する緊急時の連絡先へ連絡を行います。

主治 医	医療機関名	
	主治の医師名	
	所 在 地	住所) 電話)
緊 急 連 絡 先	緊急連絡先 (家族の住所 電話番号)	第 1 連絡先 〈氏名〉 _____ 住所) 電話)
		第 2 連絡先 〈氏名〉 _____ 住所) 電話)

緊急時、救急搬送する必要が生じた場合には当日の当番医へ搬送を希望します。

はい ・ いいえ

※いいえとお答えいただいた方は指定の搬送先をご記入ください。

医療機関名	
診察券 N.O.	

18. サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 事業者の苦情相談窓口

担当者 : 事業所管理者・生活相談員 坂本 明美
連絡先 : 089-982-7770 FAX : 089-982-7771
受付時間 : 午前8時30分～午後5時30分（日曜日・年末年始を除く）

(2) 官公庁の苦情相談窓口

愛媛県国民健康保険団体連合会 所在地) 松山市高岡町 101-1	連絡先) 089-968-8700 (通所介護相当サービスは除く)
伊予市役所 長寿介護課 所在地) 伊予市米湊 820	連絡先) 089-982-1117
松前町役場 保険課 所在地) 伊予郡松前町筒井 631	連絡先) 089-985-4115
砥部町役場 介護福祉課 所在地) 伊予郡砥部町宮内 1392 番地	連絡先) 089-962-7255
松山市役所 介護保険課 所在地) 松山市二番町4丁目7-2	連絡先) 089-948-6968

受付時間 : 平日午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日・年末年始を除く）

19. 第三者評価

実施していません。

サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

デイサービスセンターケアフル伊予 説明担当者 _____